

(仮称) 新むつ小川原ウィンドファーム事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 5 月

コスモエコパワー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

令和3年3月19日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・令和3年3月19日（金）付 東奥日報（朝刊：27面）

② インターネットによるお知らせ

令和3年3月19日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・青森県のウェブサイト（別紙2-1参照）

https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/assess_sinmutsuogawara_windfarm.html

・六ヶ所村のウェブサイト（別紙2-2参照）

<http://www.rokkasho.jp/index.cfm/7,13288,html>

・コスモエコパワー株式会社のウェブサイト（別紙2-3参照）

<https://cosmo.eco-power.co.jp/news/detail.html?nid=533>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の 1 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

六ヶ所村役場 政策推進課内

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 475

② インターネットの利用による縦覧

コスモエコパワー株式会社 ウェブサイト

<https://cosmo.eco-power.co.jp/news/detail.html?nid=533>

(4) 縦覧期間

・縦覧期間：令和 3 年 3 月 19 日（金）から令和 3 年 4 月 19 日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）

・縦覧時間：開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

関係自治体庁舎の縦覧場所における縦覧者数（記名者数）は 1 名であった。

・六ヶ所村役場政策推進課内：1 名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 室ノ久保集会所

- ・ 開催日時：令和 3 年 4 月 4 日(土) 18：00～19：30
- ・ 来場者数：4 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 3 年 3 月 19 日（金）から令和 3 年 5 月 6 日（木）まで
（郵送による意見書は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 3 参照）

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送
- ③FAX による当社への送信

(3) 意見書の提出状況

意見書数：2 通、意見数 33 件

第2章 環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条に基づき、準備書について環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書についての提出された環境保全の見地からの意見と事業者の見解(1)

埼玉県熊谷市 A氏

No.	一般の意見	事業者の見解
1	欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見はそれぞれが関連していることから集約・要約しないこと。	ご意見は集約・要約いたしません。
2	1. 事業者はP464の「解析結果」において「BD1（風況観測塔）での確認例数は、30m地点のほうが50m地点よりも多かった」と記載しているが、P465の表によると50mの観測日数が185日で30mが393日である。観測日数が大きく異なるにもかかわらず、「確認例数は30m地点が多い」と判断した客観的理由を示すこと。	観測日数は観測期間中にコウモリ類が確認された日数を示しています。 観測例数、観測日数、観測日の1日当たりの平均確認例数のいずれも、30m地点の方が50m地点よりも多いためです。 観測日数の1日あたりの確認例数につきまして、例えば、10～30kHzグループにおいては、30m地点で9,824例/196日=50.1例/日、50m地点で175例/65日=2.7例/日と、30m地点のほうが50m地点よりも多くなります。
3	2. 「高度別自動録音調査」における風況観測塔の30mと50mからの音声結果はマイク間の距離が近いこと、どちらのマイクも水平に西を向いていることから、発声音圧が高い10～30kHzグループをダブルカウントしている可能性が高い。すべてのダブルカウントを整理した解析結果をもって再考察する必要がある。	風況観測塔の30mと50mからの音声結果につきましては、可能な限り、ダブルカウントがないようにデータを整理しています。
4	3. いずれにしてもブレード回転域は地表から25m以上であるため、「高度別自動録音調査」で得られたすべてのデータはバットストライクの影響を受ける範囲の調査結果として予測評価を行うこと。	ご指摘のとおり、「高度別自動録音調査」で得られたすべてのデータはバットストライクの影響を受ける範囲の調査結果として予測評価を行っています。
5	4. 「高度別自動録音調査」で68m（2カ所）および50m地点の高さよりも低い位置（30m）において10～30kHzの確認例数が多いことはその場所にねぐらがあることを示唆している。またそのねぐらは7月上旬から10月上旬までナセルの2地点での確認例数を大きく上回っていることから、出産哺育ねぐらおよび移動中継ねぐらが存在している可能性が極めて高い。従って、事後調査においては対象事業実施区域及び周辺地域（特にBD1周辺）におけるねぐら探索を実施する必要があるだろう。	事後調査につきましては、あらためて専門家等からご助言を頂きながら検討していきます。
6	5. 捕獲されたコウモリ類の性別および齢を記載すること。	今後、記載することを検討いたします。
7	6. 表10.14-68(3)「ヒナコウモリ」において、本種を10～30kHzのグループとして風速との出現関係を示しているが、なぜこの数値による保全措置すなわちフェザリングまたはアイドリングを行わないのか。何のために調査を実施し解析を行ったのか理由を述べよ。	今後、事後調査としてバットストライク調査を実施し、ブレード等への接近・接触状況を確認し、必要に応じて対応を検討いたします。

No.	一般の意見	事業者の見解
8	7. 表 10.14-68(3)「ヒナコウモリ」において、12月中旬から4月上旬の期間は確認されないから影響は小さいと述べているが、その他の期間についての影響を述べよ。	表 10.1.4-68(3)において、12月中旬から4月上旬の期間以外は、ブレード・タワー等への接近・接触の可能性があり、影響があると予測しています。 予測には不確実性が残ることから、事後調査としてバットストライク調査を実施し、ブレード等への接近・接触状況を確認し、今後、必要に応じて対応を検討いたします。
9	8. 表 10.14-68(3)「ヒナコウモリ」において、「この種の衝突に関する既存知見はほとんどない存在しない」と記載されているが、本準備書におけるバットストライク調査によって本種2個体が「衝突した可能性がある」のレベルで確認されている。 事業者は予測評価に必要とされる「本種の既存知見の例」として本準備書において確認されたバットストライクを知見として科学的な見解を示すこと。	ヒナコウモリについては、表 10.1.4-68(3)において、ブレード・タワー等への接近・接触の可能性があり、影響があると予測しています。 予測には不確実性が残ることから、事後調査としてバットストライク調査を実施し、ブレード等への接近・接触状況を確認し、今後、必要に応じて対応を検討いたします。
10	9. 今後の事後調査については、新しい調査手法が開発される可能性があることから、調査実施前にコウモリ類の専門家と調査頻度、範囲、確認種の扱い（同定および死骸の保管方法）等について協議を行う必要がある。	ご意見も踏まえ、今後の事後調査につきましては、調査実施前にコウモリ類の専門家にヒアリングを実施することを検討いたします。
11	10. 評価書および事後調査報告書を環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）において常時閲覧できる状態とすることは持続可能な環境保全に貢献することと考える。	評価書および事後調査報告書の閲覧方法につきましては、今後、検討いたします。

注：一般の意見は原文のとおりに記載している。

環境影響評価準備書についての提出された環境保全の見地からの意見と事業者の見解(2)

東京都世田谷区 B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
12	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者「コスモエコパワー株式会社」及び委託先「いであ株式会社」の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	ご意見は要約せず、全文を公開いたします。また、ご意見それぞれに回答し順番の並び替えもいたしません。
13	■2. 本事業者が同時に縦覧に出した「(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業環境影響評価準備書 [公開版] 令和3年3月コスモエコパワー株式会社 (委託先日本気象協会)」によれば、コウモリ類の保全措置として「低風速時にはフェザリングを実施する」と明記してある。本事業ではなぜ明記していないのか。	今後、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえて、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な保全措置を検討いたします。
14	■3. 既設風車で確認されたバットストライク・バードストライクについて P571 既設の風車で「ヒナコウモリ2個体」の死亡が確認されたにもかかわらず、事業者は反省していない。まずは事業により野生生物の生命を奪った事実を真摯に受け止め、反省し、謝罪すべきではないのか。	風力発電事業による影響及びバットストライク・バードストライク調査の結果を受け止め、今後、事後調査としてバットストライク調査を実施し、この結果も踏まえ、必要に応じて保全対策の実施を検討いたします。
15	■4. 568 既設風車で確認されたバットストライク (ヒナコウモリ) について 平成29年9月の死骸探索の調査日は9月5日と21日だが、令和元年9月の死骸探索の調査日は、9月18～19日とある。 ①令和元年の調査日9月18～19日については、毎日、既設風車(22基)を調査したのか。あるいは2日間で合計22基を調査したのか。 ②①について、1基あたりの調査人数と調査時間をすべて述べよ。1日で22基みるには、1基あたりの時間が短すぎる。日中8時間として、直径200mの範囲を約20分で見ないと回れない(移動時間を含まない)。 ③平成29年と令和2年で調査頻度が異なるが、令和2年調査で「いであ」はなぜ手抜きをしたのか、その理由を述べよ。 ④平成29年9月5日にヒナコウモリ2個体の死骸が確認されたにもかかわらず、令和2年の9月上旬に死骸調査をしなかった理由を述べよ。	①令和元年9月18～19日につきましては、2日間で合計22基を調査いたしました。 ②1基あたりの調査人数は1～3人で、調査時間は約20分間です。調査範囲内の植生に応じて、踏査可能な範囲を定めて、調査を行いました。 ③死骸探索につきましては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年及び平成27年修正版)に準拠しました。死骸探索は、約2年間にわたり、月1～2回の頻度で合計42回の調査を行いました。 ④死骸探索につきましては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年及び平成27年修正版)に準拠しました。今後、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえて、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な保全措置を検討いたします。
16	■5. 既設風車の推定年間衝突数が記載されていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」P3-97 には以下の項目がある。よって、①～③の値及び①～③で補正した④ヒナコウモリの年間衝突数(①、②、③で補正した値)を明記すること。 ①「死骸の消失率」 ②「死骸の発見率」 ③「調査域内の踏査率」 ④「推定衝突数」	消失率、発見率、踏査率を踏まえた予測評価に関する知見が十分でないことから、これらを踏まえた予測は行っておりません。 今後、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえて、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な保全措置を検討いたします。

No.	一般の意見	事業者の見解
17	■6. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	準備書段階では風力発電機の機種が確定していないため、ご質問の事項については、現時点では未定となります。
18	■7. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）を任意に変更できるのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	準備書段階では風力発電機の機種が確定していないため、ご質問の事項については、現時点では未定となります。
19	■8. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）以上の風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして、回転を止めること）を実行できるのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	準備書段階では風力発電機の機種が確定していないため、ご質問の事項については、現時点では未定となります。
20	■9. P470「各風速における確認例数の出現頻度を、実測した風速の観測頻度で除した値で示した」とあるが、意味がわからない1 ・「確認例数の出現頻度」とは何か。 ・「実測した風速」とは雨天時や日中の風速を含むのか？あるいは、コウモリが出現していない時間の風速を含むのか？ ・「実測した風速の観測頻度」とは、「10 分間」にコウモリが多数出現してもすべて「1」となるように値を補正したものか？例えば、10 分間の平均風速が 4m/s だった場合、その 10 分間にコウモリが 100 例出現しても、風速 4m/s の出現数を「1」にするつもりだったのか？ ・「実測した風速の観測頻度」で除していない「各風速におけるコウモリ類の確認例数（真の確認例数＝分子）」をすべて示していただきたい。 ・「実測した風速の観測数（分母）」をすべて示していただきたい。	・「確認例数の出現頻度」とは、各風速における確認例数を、全確認例数で除した値です。 ・実測した風速には、夜間雨天時は含みますが日中の風速は含みません。超音波自動録音装置の録音時間である日の入り 1 時間前から日の出 1 時間後の風速データを整理しており、コウモリが飛翔していない時間の風速も含みます。 ・実測した風速の観測頻度とは、風速 0～1m/s のデータ数を、実測したすべての風速のデータ数で除した値です。 ・ご指摘の事項については、評価書において記載を検討いたします。
21	■10. P470「各風速における確認例数の出現頻度を、実測した風速の観測頻度で除した値で示した」とあるが、意味がわからない2 「風速の確認頻度が異なるため、各地点の確認状況は、（各風速における確認例数の出現頻度を、実測した風速の確認頻度で除した値）で示した。・・・（中略）・・・コウモリ類はカットイン風速以下で多く飛翔していた」とある。 ・「風速の確認頻度が異なる」とは、地点ごとの風速測定方法が異なることを示すのか。 ・「風速の確認頻度が異なる」ことが、なぜわざわざ「各風速におけるコウモリ類の確認例数を、実測した風速の確認頻度で除した値で示す」根拠になるのか。 ・仮に「確認頻度が異なった」としても、それが「各風速におけるコウモリ類の確認例数（の確認頻度）の表示」ができない理由にならないが、その意味を住民に理解できるように丁寧に説明していただきたい。	・「風速の観測頻度が異なる」とは、例えば風速 0～1m/s と風速 1～2m/s とでは観測数が異なることを示します。 ・例えば、コウモリ類の確認例数が同じで風速の観測数が異なる場合、風速の観測数が多いためコウモリ類の確認例数が多いという可能性が考えられ、各風速における確認例数は比較できません。各風速における確認例数の出現頻度を実測した風速の観測頻度で除した値は、風速の観測数を考慮しているため、各風速における値が比較可能となります。 ・各風速におけるコウモリ類の確認例数は表示可能です。準備書では、整理していない生データを出し、風速の観測数を無視した間違った結果を与えることがないよう、住民の方が理解しやすい風速ごとで比較可能な値で示すこととしました。

No.	一般の意見	事業者の見解
22	■11. P470「各風速における確認例数の出現頻度を、実測した風速の観測頻度で除した値で示した」とあるが、意味がわからない3 「風速の確認頻度が異なるため、各地点の確認状況は、(各風速における確認例数の出現頻度を、実測した風速の確認頻度で除した値)で示した・・・コウモリ類はカットイン風速以下で多く飛翔していた」とある。 ①「実測した風速の観測頻度」で除していない「各風速におけるコウモリ類の確認例数」を示すことができない本当の理由を述べよ。 ②事業者の委託先(いであ)は、わざわざコウモリの確認例数を「実測した風速の観測頻度」で除したのか。 ③②は事業者への付度か ④「各風速におけるコウモリ類の確認例数」について、『実際には』カットイン風速以上は何例で、カットイン風速未満は何例であったか。 ⑤仮にカットイン以下で多く飛翔していても「カットイン風速以下でフェザリングをしない」ならば、ブレードは自由回転するため、バットストライク(パロトラウマ)が発生する危険性は残ったままである。 ⑥「カットイン風速以下で多く飛翔していた」の「多く」の部分には事業者の主観が入っており、いわゆる「違和感を感じる」。 ⑦「カットイン風速以上」では各月何例が確認され、「カットイン風速未満」では何例確認されたのかを実際の観測数を正確に述べよ。	①「各風速におけるコウモリ類の確認例数」を示すことは可能です。 ②住民の方が理解しやすいよう、風速ごとの比較が容易な値で示すこととしました。 ③事業者への付度ではなく、整理していない生データを出し、風速の観測数を無視した間違った結果を与えることがないように、住民の方が理解しやすい風速ごとで比較可能な値で示す努力をした結果です。 ④ご指摘の事項については、評価書において記載を検討いたします。 ⑤カットイン風速未満であっても場合によってブレードが回転することもあります。実際はほとんど回転しません。今後、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえて、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な保全措置を検討いたします。 ⑥ご指摘の事項については、必要に応じて専門家の助言や指導を得て評価書において記載を検討いたします。 ⑦ご指摘の事項については、専門家の助言や指導を得て必要に応じて評価書において記載を検討いたします。
23	■12. P467「BD2:68mの風速別の確認状況」 ①コウモリ類(10kHz～30kHz グループ)が最も多く出現したのは何月何日か ②コウモリ類(30kHz～60kHz グループ)が最も多く出現したのは何月何日か ③コウモリ類(10kHz～30kHz グループ)が出現した風速の最頻値、中央値、75パーセンタイル、90パーセンタイル、最大値を月ごとに述べよ。なおコウモリの出現例数は「風速の観測頻度」で除さないこと。 ④コウモリ類(30kHz～60kHz グループ)が出現した風速の最頻値、中央値、75パーセンタイル、90パーセンタイル、最大値を月ごとに述べよ。なおコウモリの出現例数は「風速の観測頻度」で除さないこと。 ⑤①～④の結果を踏まえ稼働制限の時期とフェザリングをする風速を検討したか。検討しない場合は、その根拠を述べよ。	①令和元年9月1日です。 ②令和元年7月26日、8月13日、18日、9月6日及び令和2年6月13日です。 ③ご指摘の事項については、必要に応じて専門家等のご助言を頂き評価書において記載を検討いたします。 ④ご指摘の事項については、必要に応じて専門家等のご助言を頂き評価書において記載を検討いたします。 ⑤今後、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえて、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な保全措置を検討いたします。
24	■13. P467「BD3:68mの風速別の確認状況」 ①コウモリ類(10kHz～30kHz グループ)が最も多く出現したのは何月何日か ②コウモリ類(30kHz～60kHz グループ)が最も多く出現したのは何月何日か ③コウモリ類(10kHz～30kHz グループ)が出現した風速の最頻値、中央値、75パーセンタイル、90パーセンタイル、最大値を月ごとに述べよ。なおコウモリの出現例数は「風速の観測頻度」で除さないこと。 ④コウモリ類(30kHz～60kHz グループ)が出現した風速の最頻値、中央値、75パーセンタイル、90パーセンタイル、最大値を月ごとに述べよ。なおコウモリの出現例数は「風速の観測頻度」で除さないこと。 ⑤①～④の結果を踏まえ稼働制限の時期とフェザリングをする風速を検討したか。検討しない場合は、その根拠を述べよ。	①令和元年9月6日です。 ②令和元年8月5日及び7日です。 ③ご指摘の事項については、必要に応じて専門家の助言や指導を得て評価書において記載を検討いたします。 ④ご指摘の事項については、必要に応じて専門家の助言や指導を得て評価書において記載を検討いたします。 ⑤今後、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえて、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な保全措置を検討いたします。

No.	一般の意見	事業者の見解
25	■14. フェザリングの実施期間を検討したか 事業者は、コウモリ類の保全措置として低風速時には保全措置（フェザリング）を行うつもりがあるのか。仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえた上で、「カットイン風速を上げてフェザリングをする期間」を決めるべきではないのか。	今後、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえて、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な保全措置を検討いたします。
26	■15. 事業者の選定する専門家は信用できない P252 方法書への一般意見に対する事業者見解をみると「専門家ヒアリングを実施した上で、事業者としてできる限りの環境保全措置を検討して参りました」という回答がコビペにより頻出している。その「専門家」は、事業者が選定し、謝金も事業者側が支払うであろう。ならば、事業者にとって、都合の良いことを言う「専門家」を、恣意的に選択する可能性はないのか。	ヒアリングを実施するコウモリ類の専門家につきましては、客観的に選定しています。
27	■16. コウモリ 類の死骸探索の調査頻度について ①コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている※1。 ②ヨーロッパのガイドラインによれば、コウモリ類の死骸探索は、1 基あたり 3 日に 1 回（2 日おきに回る）の頻度で行うことが推奨されている※2。 ③上記ガイドラインには死骸探索調査は日の出 1 時間後より開始することが推奨されている※2。 ※1 平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書） P213.NEDO, 2018. ※2「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版」Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014"EUROBATSPublication Series No.6", (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	死骸探索の調査頻度につきましては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年及び平成 27 年修正版）に準拠しています。 今後の事後調査の調査方法等につきましては、あらためて専門家等からご助言を頂きながら検討いたします。
28	■17. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること 国内事例によればバットストライクは春季（4 月）※1 や秋季（10 月下旬）※2 にも確認されている。よって、コウモリ類の死骸探索調査は、『4 月から 11 月まで徹底的に実施』すること。 ※1「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県） ※2「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）	今後の事後調査の調査方法等につきましては、あらためて専門家等からご助言を頂きながら検討いたします。
29	■18. コウモリ類の死骸探索調査について 2 前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月に 2 回とし、あと 2 回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とはコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。仮に、定期点検者が「点検のついで」に調査を行うのであれば（定期点検のついでにコウモリ類の死骸を見つけるのは、物理的に難しいだろうが）、「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。	今後の事後調査においても、十分な経験を積んだ生物調査員がコウモリ類の死骸探索調査を実施いたします。万が一、判断が困難な場合はコウモリ類の専門家にヒアリング等の対応を行います。
30	■19. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定 1 級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。	コウモリ類の死骸探索調査については、十分な経験を積んだ生物調査員が調査を実施しています。今後の事後調査において、万が一、判断が困難な場合はコウモリ類の専門家にヒアリング等の対応を行います。

No.	一般の意見	事業者の見解
31	■20. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版 "Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014" EUROBATSPublication Series No.6」 (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	準備書における現地調査では、ナセルにおける風速と天候の記録は、最寄りの気象台の記録を用いました。今後の事後調査においては、ナセルに風速計を設置する等の検討を行います。
32	■21. 「事後調査」はアセス制度の抜け穴 ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	今後、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえて、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な保全措置を検討いたします。

No.	一般の意見	事業者の見解
33	■22. P6 76「重要な哺乳類への影響予測（コウモリ目 10～30kHz）」が不適切 コウモリ目 10～30kHzの影響予測をみると「ただし、この種の衝突に関する既存知見はほとんど存在しないため、予測には不確実性が残ることから、事後調査としてバットストライク調査を実施し、ブレード等への接近・接触状況を確認する」とある。さて、国内で報告されたバットストライクの事例は本事業を含め以下のものがあつたが、「既存知見が何例あれば、予測は確実といえる」のだろうか？事業者の見解を述べよ。 「この種の衝突に関する既存知見はほとんど存在しないため、予測には不確実性が残ることから、事後調査としてバットストライク調査を実施し、ブレード等への接近・接触状況を確認する」という主張は、「既存知見の数」という曖昧な定義を持ち出し、それが「不確実性が残るから保全措置をしなくてもよい」とみせかけた「連続性の虚偽」である。 ※45 個体(4 種、1～32 個体)、2015、07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11、2017) ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(重見達也ほか、東海自然誌(11)、2018)静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県 ※ コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県) ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体 合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種(フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ) 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価書」(令和 2 年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業 事後調査報告書」(令和 2 年 10 月コスモエコパワー株式会社) 岩手県 ※ヒナコウモリ 2 個体「(仮称)新むつ小川原ウィンドファーム事業環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社) 青森県 ※ヒナコウモリ 1 個体「(仮称)新岩屋ウィンドパーク事業環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3 年 3 月、コスモエコパワー株式会社) 青森県 注) ゴシックは本事業者である「コスモ・エコパワー株式会社」の事業を示す。	現時点で、バットストライクの予測に十分な知見は得られていないものと考えます。このため、今後、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえて、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な保全措置を検討いたします。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

日刊新聞紙における公告

東奥日報 (令和3年3月19日 朝刊 27面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「仮称」新むつ小川原ウィンドファーム事業環境影響評価準備書」を公告・総覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 コスモエコパワー株式会社
 二、代表者の氏名 代表取締役社長 野地 雅慎
 三、事務所の所在地 東京都品川区大崎二丁目六-一
 TOC大崎ビルディング
 四、対象事業の名称 (仮称)新むつ小川原ウィンドファーム事業
 種類 風力発電所設置事業
 五、対象事業実施区域 発電設備出力 最大三万三千キロワット
 規模 青森県上北郡六ヶ所村
 六、総覧の場所・時間 六ヶ所村役場政策推進課内
 (土・祝日を除く開庁時に準じます)
 当社ウェブサイト <https://cosmoeco-power.co.jp/assets/shinmutsu.html>

七、期間 令和三年三月十九日(金)から令和三年四月十九日(月)まで
 意見書の提出 準備書について、環境保全の見地からの
 ご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見(日
 本語)をご記入のうえ、令和三年五月六日(木)までに縦覧
 場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、または問合せ
 先へ郵送ください。(当日消印有効)

八、説明会の場所・日時 室ノ久保集会所 四月四日(日) 十八時

(新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、説明会
 は日程変更等の可能性がございます。今後の感染状況を
 鑑み、日程変更等を行う場合は、当社ウェブサイト等にて
 お知らせいたします。)

九、問い合わせ先(意見書の提出先) コスモエコパワー株式会
 社 事業開発部(担当)小林 テー四・〇〇三
 東京都品川区大崎二丁目六-一 TOC大崎ビルディング
 電話〇三(五四八七)八五六-一

インターネットによる「お知らせ」
(青森県 ウェブサイト)



ホーム > 生活・環境 > 環境・エコ > (仮称) 新むつ小川原ウィンドファーム事業 (環境影響評価手続状況)

[お問い合わせ等の変更](#)

(仮称) 新むつ小川原ウィンドファーム事業 (環境影響評価手続状況)

更新日付: 2021年3月22日 環境保全課

事業名	(仮称) 新むつ小川原ウィンドファーム事業
事業者	コスモエコパワー株式会社 (旧エコ・パワー株式会社)
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力: 最大33,000 kW
事業実施区域	青森県上北郡六ヶ所村
関係地域	青森県上北郡六ヶ所村
配慮書	公告: 平成28年12月12日 縦覧: 平成28年12月12日～平成29年1月12日 審査会意見: 平成29年1月31日 (内容はこちらです) 知事意見: 平成29年3月10日 (内容はこちらです)
方法書	公告: 平成31年2月13日 縦覧: 平成31年2月13日～3月14日 説明会の開催: 平成31年3月2日 室ノ久保公民館 住民等意見の概要: 令和元年6月3日 (内容はこちらです[360KB]) 審査会意見: 令和元年5月27日 (内容はこちらです[99KB]) 知事意見: 令和元年8月23日 (内容はこちらです[157KB])
準備書	公告: 令和3年3月19日 縦覧: 令和3年3月19日～4月19日 (縦覧場所) 六ヶ所村役場政策推進課内 (電子縦覧) 事業者のホームページはこちら 説明会の開催: 令和3年4月4日 18時～ 室ノ久保集会所
評価書	
事後調査等報告書	

関連タグ

- 暮らし
- 環境・エコ

この記事についてのお問い合わせ

環境保全課 水・大気環境グループ
電話: 017-734-9242 FAX: 017-734-8081

[お問い合わせ](#)

[このページを印刷する](#)

インターネットによる「お知らせ」 (六ヶ所村 ウェブサイト)



翻訳: English 中文 한국어

文字サイズ: 小 中 大

現在位置: ホーム > 村とエネルギー > 「(仮称)新むつ小川原ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」の縦覧

「(仮称)新むつ小川原ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」の縦覧

コスモエコパワー株式会社が計画している「(仮称)新むつ小川原ウィンドファーム事業」について、環境影響評価法に基づき環境影響評価準備書を縦覧する運びとなりました。

つきましては、環境の保全の見地からの意見を求めるにあたり、下記のとおり縦覧いたしますのでお知らせいたします。

●事業の概要

【事業の名称】 (仮称)新むつ小川原ウィンドファーム事業
 【事業者】 コスモエコパワー株式会社
 【事業の種類】 風力発電所(陸上)
 【事業の規模】 33,000キロワット(最大)
 【事業実施区域】 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸地区

●環境影響評価準備書の縦覧

【縦覧期間】 令和3年3月19日(金)から4月19日(月)まで(土日を除く)
 【意見書受付期間】 令和3年3月19日(金)から5月6日(木)まで(土日を除く)
 【場 所】 六ヶ所村役場3階政策推進課
 【時 間】 開庁時

※なお、縦覧内容については下記ホームページでも令和3年4月19日(月)まで閲覧することができます。

URL: <https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/shinmutu2.html>

●環境の保全の見地からの意見書の提出

「環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、下記(1)または(2)の方法でご提出ください。

- (1) 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函(令和3年5月6日(木)まで)
- (2) 事業者宛に郵送

〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング

コスモエコパワー株式会社 事業開発部 宛

(令和3年5月6日(木)消印有効)

※意見書に記載する事項

- ①氏名及び住所、②環境影響評価準備書の名称、③環境保全の見地からの意見
 (日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

※提出されたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、公表されることがあります。

●住民説明会の開催

【会 場】 室ノ久保集会所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字川向30-12

【開催日】 令和3年4月4日(日)

【日 時】 午後6時00分から

【定 員】 ソーシャルディスタンスを確保するため、参加人数の制限をかける場合がございます。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、安全面を考慮して中止となる可能性があります。ご来場前に当社ホームページをご確認ください。

※住民説明会参加の際は、マスク着用、受付において手洗いの消毒・体温チェック・名簿への住所・氏名・連絡先の記入にご協力をお願いします。

【問合せ先】

コスモエコパワー株式会社

担当: 小暮、小林

電話: (03) 5487-8561

(受付時間: 土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

登録日: 2021年3月3日 / 更新日: 2021年3月4日

六ヶ所村役場 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475 TEL: 0175-72-2111 (代表) FAX: 0175-72-2603

ご意見記入用紙

「（仮称）新むつ小川原ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」に対する意見書

提出先：コスモエコパワー(株) 事業開発部 担当 小林 宛

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1 TOC 大崎ビルディング

FAX 03-5487-8570

メール jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp

ご意見は、2021年5月6日（木）までにお送り下さい。

※郵送の場合は当日消印有効

二 芳 名

ご住所 _____

二、連絡先(電話番号)

ご意見とその理由

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

注1. お名前、ご住所の記入をお願いします。なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使いください。

